

令和4年10月11日

第28回水俣市農業委員会

第28回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和4年10月11日
開会 9時30分
閉会 10時08分
- 3 出席委員
農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 9番 廣島 康雄 君
2番 松田 時義 君 10番 松本 公昭 君
3番 森口 信二 君 11番 淵上 正嗣 君
4番 山澤 親徳 君 12番 前田 仁 君
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君
8番 中村 清治 君
推進委員 12名 15番 平松 明子 君 22番 坂口 新一 君
16番 蒔本 政廣 君 25番 原田 隆義 君
17番 竹下 正治 君 26番 森下 義孝 君
18番 竹本 孝幸 君 27番 下鶴 信雄 君
19番 山内 秋光 君 28番 古里 君廣 君
20番 溝口 幸一 君
21番 安田 昌一 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 5番 田畑 和雄 君
推進委員 2名 23番 山口 初憲 君 24番 池田 郁雄 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について
(2)合意解約通知について
(3)農用地利用配分計画の認可について
(4)許可不要転用について
議第101号 農地法第3条の許可申請について
議第102号 農地法第5条の許可申請について
議第103号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 永松 正治
次長 大川 尊
参事 松原 真樹
主任 山内 哲郎

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第28回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は13名です。 欠席者は5番、田畑委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は4番、山澤委員、6番、金田一委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は12名です。 欠席者は23番、山口委員、24番、池田委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は13番、戸次委員にお願いします。</p>
<p>13番委員 (戸次治夫君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は1ページ。1件でございます。 それぞれ、表の左から3列目の許可日欄記載の日付で許可を受け、表の右から2列目の日付で、転用事業者から工事完了報告書の提出がありました。 右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で、現地を確認したところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知について、でございます。 議案書は、2ページから4ページまでになります。 2件でございます。 番号1、2番の貸し人、借り人、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。 解約の理由につきましては、番号1は、農地の売却を考えているため。 番号2は、借り人の方が離農するためでございます。 それぞれの場所につきましては、番号1が3ページ。</p>

	<p>番号2番が4ページとなっております。</p> <p>この番号1は、先月の会議の中で、利用権設定を行った所ですが、設定直後に貸し人の方が、やはり売却を考えたいということで、合意解約となったところでございます。</p> <p>次に、報告事項(3)農用地利用配分計画の認可について、再配分でございます。</p> <p>議案書は5ページ、6ページを御覧ください。1件でございます。</p> <p>こちらは先程、合意解約通知についての番号2で報告した農地で、農用地利用配分計画の再配分でございます。</p> <p>令和2年10月9日の第4回農業委員会会議で、貸し人から熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申し出について、御審議、御承認いただいた農地になります。</p> <p>土地の所在、地目、面積は記載のとおりです。</p> <p>期間は、令和4年12月1日から令和12年11月30日までの8年間となっております。利用目的は、果樹。</p> <p>借り賃、利用権の種類は議案書記載のとおりです。</p> <p>場所は、6ページを御覧ください。</p> <p>ここの半分は、転借人の方が許可日からずっと耕作をしておりましたが、今回の離農に伴いまして、この方が一筆丸々、耕作をされるということになっております。</p> <p>次に、報告事項(4)許可不要転用について、でございます。</p> <p>議案書は、7ページから13ページになります。</p> <p>2件でございます。</p> <p>まず、番号1ですが、届出人、土地の所在、地目は記載のとおりです。</p> <p>面積は、170㎡の内4㎡でございます。</p> <p>理由は、設置地区及びその周辺地域に対し良好な携帯電話サービスを提供するためとなっております。</p> <p>場所は8ページを御覧ください。</p> <p>平面図、立面図は、9ページと10ページに記載しておりますので御参照ください。</p> <p>次に番号2ですが、土地の所在、地目は記載のとおりです。</p> <p>面積は、3,261㎡の内4㎡でございます。</p> <p>理由は、設置地区及びその周辺地域に対し良好な携帯電話サービスを提供するためでございます。</p> <p>場所は、11ページになります。</p> <p>平面図、立面図は、12ページ、13ページに記載しておりますので御参照ください。</p> <p>報告事項の説明は以上となります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第101号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>

1 1 番委員 (淵上正嗣君)	はい、議長。
議 長	はい、1 1 番、淵上委員にお願いします。
1 1 番委員	<p>議第101号、農地法第3条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地は、議案書15ページの1番に記載のとおりです。</p> <p>4筆あります。面積は、4筆合計1,101㎡となっています。</p> <p>譲受人の状況については、譲受人と息子さん夫婦、従業員の4人で従事されております。</p> <p>耕作面積は、81,161㎡となっており全て耕作されております。</p> <p>従いまして、下限面積は問題ないと思います。</p> <p>申請地は、会議資料の16ページです。</p> <p>現地調査を10月5日に、事務局と譲受人と行き、周辺の農地の利用状況を確認して参りました。</p> <p>隣接地は譲受人の畑、譲受人宅となっており、何ら支障は生じないと考えられます。</p> <p>従いまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
1 4 番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議 長	はい、1 4 番、元村委員にお願いします。
1 4 番委員	<p>本日は田畑委員がお休みですので、私のほうから説明させていただきます。</p> <p>農地法第3条許可申請についての番号2。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況とも畑です。</p> <p>面積が419㎡。</p> <p>譲受人の状況ですが、譲受人は、8,626㎡の畑を耕されておりますので、下限面積は大丈夫かと思われま。</p> <p>今回、息子さんが、この地区のところに住宅を購入され、その前にあたる所の畑でございます。</p> <p>後に野菜を作りたいということで購入されました。</p> <p>場所は、17ページを御覧ください。</p>

	<p>場所的にも非常に良いです。</p> <p>所有権移転ということで、売買です。</p> <p>利用目的は野菜を作られるとのこと。</p> <p>現在、耕されて少し野菜を作っておられましたので、何ら問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
13番委員	はい、議長。
議長	はい、13番、戸次委員にお願いします。
13番委員	<p>農地法第3条許可申請の3番について、御説明します。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は畑、現況も畑です。</p> <p>面積は482㎡。</p> <p>もう一つの地目は、台帳現況とも田です。</p> <p>面積は1,728㎡、合計2,210㎡です。</p> <p>譲受人の状況ですが、申請人夫婦とお父さん夫婦でやっておられます。</p> <p>現地は18ページを御覧ください。</p> <p>譲渡人の御主人が亡くなられ、後をすることはできないということで、買っていただけないかと申し出があったそうです。</p> <p>10月5日、現地確認に事務局2名、坂口推進委員、譲受人、行政書士に来ていただきました。</p> <p>譲受人は現在、兼業でやっておられますけれども、譲受人の父が経営を主体としておられました。高年齢で後々、経営自体を譲受人に譲っていくという状況で、今回、譲受人に名義を変えて買っていただくということです。</p> <p>所有権移転で、利用目的は果樹と米。果樹は柿の木が植わっており、そのままするそうです。</p> <p>農地に作物を作られて、何ら問題はないと思われます。</p> <p>よって、農地法第3条第2項を満たすと思われますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第101号、農地法第3条の許可申請については、許可してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第101号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第102号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
6 番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、金田一委員をお願いします。
6 番委員	議第102号、農地法第5条の許可申請についての番号1を御説明させていただきます。 譲渡人、譲受人は議案書20ページの1番の記載のとおりです。 申請地の土地の所在地は、22ページの地図のとおりです。 面積は、478㎡。 転用目的は、個人住宅。 転用理由は、譲受人が現在暮らしている借家が5人家族で手狭なため、申請地に住宅を新築し、転居することにしたためとのこと。 予定配置図は、23ページを御覧ください。 現地調査を10月6日に事務局2名、譲受人、推進委員の4名で行いました。 私は、私用で欠席をしました。 譲渡人は、譲受人の父親です。 本件の農地は、市農林水産課所管の農業振興地域で、いわゆる農振地域内の農地ですが、農用区域外の農地、いわゆる白地であるため、農振除外の必要はありません。 また、これとは別に、本件の農地は、第1種農地であり、原則転用不可ですが、農地法施行規則第33条第4項の規定により、例外的に集落の通常的发展の範囲内で、集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用は認めることとしている、いわゆる集落接続という考え方で、転用を認める事が可能となります。

	<p>生活排水は、浄化槽を経て、道路下を横切り、既存の下水道に流すため裏手の農地には入りません。</p> <p>資金計画も、融資証明書の提出で証明されております。</p> <p>以上、個人住宅を建設しても農地法第5条の転用許可基準に抵触しないと考えますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号2番は、私の担当ですので、私が説明します。</p> <p>農地法第5条の許可申請2番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>2筆あります。</p> <p>地目、台帳現況とも畑です。</p> <p>利用目的、資金計画は記載のとおりです。</p> <p>農地区分につきましては、第2種農地になります。</p> <p>申請地は、24ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を5日に、事務局2名、私達2名と、申請人のお父さん5名で行ってまいりました。</p> <p>25ページの配置図を御覧ください。</p> <p>現在、家が建っておりますが、建築許可要件のために法面が3mありますので、その倍6m前に出さないと、建築許可が下りませんので、今回の申請になっております。</p> <p>雨水は、家の前の側溝に流れて行って、河川に入るようになっております。</p> <p>下水がきておりませんので合併浄化槽になっています。</p> <p>4mの道路を通らなければ建築許可が下りませんので、道路になります。</p> <p>もう1筆は、法面を前に持ってきた分だけ、申請が出されております。</p> <p>現地調査の結果、農地法第5条の転用許可に係る許可基準に個人住宅を建設しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
13番委員	はい、議長。
議 長	13番、戸次委員にお願いします。
13番委員	<p>農地法第5条の許可申請の3番について申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書の記載のとおりです。</p> <p>3筆あります。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。</p> <p>面積が869㎡。</p> <p>後の2筆は、地目台帳は畑、現況は山林原野です。</p> <p>面積が897㎡と面積が300㎡です。</p> <p>転用目的は、伐採木材の搬出道路及び木材仮置き場、木材伐採現場の直近であるが、重機等の搬出道路がない。</p>

	<p>また、搬出した木材の仮置き場としても使用するためです。 施設の概要の面積、事業面積が2,066㎡。 転用面積が2,066㎡です。 資金計画は資料の記載のとおりです。 場所は、26ページを開けてください。 現在、道を造って搬出しております。 10月5日に現地調査を行いまして、行政書士と事務局2名、坂口委員と私で行いました。 ここの場所が最初、何ら許可なく道路を造っておられたのを見まして、事務局にも尋ねて、何の申請もしておられないと聞いて、まず土地の持ち主を確認し尋ねたら、あまりはっきりしたことは言われませんでした。 そこで現場に行きまして、丁度、昼時に行って、監督さんとは聞きましたら、その人もわからないということで、申請人に電話していただいて、内容を話して許可申請を取っていますか、ということで、知りませんでしたと言われました。 始末書等は事務局が貰ったそうです。 現在、道路も造っていて、引き返せないような状況までできていましたので、5条の申請をとる形になりまして、経過待ちの状況ですが、隣の農地等には影響しないとみています。 木材の搬出に長期に渡り行くと聞いていますので、排水等の流れの予防とかやってくださいと条件付きでお話しています。 よって、許可してもいいと思申し上げます。 何ら問題はないかと思います。 御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
2 番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、松田委員。
2 番委員	<p>3番について質問致します。 3番は、台帳は畑となっていますが、もしこれが認められたら、地目は何になるのでしょうか。 道路でしょうか。 課税方法もあると思しますので、地目は何になるのか、お尋ねしたいと思います。</p>

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>許可後の地目は何になるのかという御質問かと思いますが、農業委員会では、許可後の地目を決めることはできませんので、地目を決めるのは法務局になります。</p> <p>税のほうは、現況課税ということで、土地の地目に関わらず現況で課税をしていくということになります。</p> <p>農業委員会としては今回、転用を伐採用の道路として、貯木場という形で受けておりますので、ここは農地ではないという判断になるかと思えます。</p>
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第102号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として決定してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	<p>御異議もないようですので、議第102号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として許可相当と決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第103号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
14番委員	はい、議長。
議長	はい、14番 元村委員をお願いします。
14番委員	<p>これも田畑委員が欠席ですので、私のほうから説明申し上げます。</p> <p>農用地利用集積計画の新規設定について、説明申し上げます。</p> <p>番号1、貸し人、借り人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。</p> <p>ここは甘夏園になっております。</p> <p>面積は、3,046㎡。</p> <p>始期終期は、令和4年11月1日から令和14年10月31日ま</p>

	<p>での10年間です。</p> <p>利用目的は果樹、甘夏です。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権。</p> <p>現在の借入地が1,444㎡。</p> <p>場所は、議案書の30ページのとおりです。</p> <p>場所的には、日当たりも良く、良い場所でございます。</p> <p>従事者は借り人夫婦でございます。</p> <p>この方たちは、無農薬で栽培されており、自分で販売されております。</p> <p>今回の申請は、貸し人が高齢の為できないとのことで、借り人に依頼されました。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第103号農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第103号農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第28回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員